

「8週齢規制、各種数値規制、繁殖業の免許制を求める緊急院内集会」へのメッセージ

公益財団法人 動物臨床医学研究所
理事長 山根 義久

まず、皆さまの活動にエールを贈ります。
小生、今回は出席できませんがお許しください。

今回の動物愛護法改正で、「8週齢規制」「繁殖回数や飼養施設などに関する各種数値規制」「繁殖業の免許制導入」について実現する必要を、小生も声を大にして申します。

「8週齢規制」は今や世界の常識、文明国家を称する我が国としては当然守るべきものです。「8週齢規制は意味がない」と、今回の動物愛護法改正に反対する一部の方には、逆に「8週齢規制」は「意味のないこと」という、そのエビデンスを提示していただきたいと考えます。

動物臨床医学研究所は鳥取県倉吉市に動物保護施設「アミティエ」を開設してから5年が経ちます。この5年間に5月15日現在、犬121頭（保護犬受け入れ数140頭）と、猫145頭（保護猫受け入れ数164頭）を里親さんとして新しい家族のもとへ託しました。それらの保護された犬と猫の中には、問題行動を理由に飼育放棄された子も数多くいました。

問題行動を起こす子の多くは、親犬、親猫から早期に離されて、ペットショップで売られたという経過があります。そのような子をアミティエでは、丁寧に時間をかけて社会性と人への信頼を築いてから里親さんに渡しています。

そのような経験からしても、親元から離す時期が「8週齢」は最低の日数と考えます。犬・猫の8週齢は人の3歳児に当たります。3歳までの親からの愛情と、親と一緒に過ごす経験が如何に重要か“三つ子の魂百まで”とは、人間の子供ばかりでなく動物にも当てはまることは欧米の研究で多く発表されていることです。

犬や猫を飼おうとする時、大多数の人がペットショップから買い求めるという形がとられているのが我が国の現状です。そこには良識あるペットショップの姿勢が求められます。「8週齢」以下の子犬・子猫を販売することはしない。と同時に、劣悪な繁殖業者や遺伝的にも無理な繁殖をしている業者からは仕入れをしないことで、心身ともに健康な犬や猫を育てて行こうではありませんか。

それは人間と一緒に暮らすことになった犬や猫の幸せに繋がり、それこそが我々の義務であるからです。動物が人にもたらしてくれた幸せを思う時、心より動物たちの幸せを祈念するものであります。

2018年5月15日